

農業委員会名簿

| 出欠席 | 役 職              | 氏 名     | 備 考    |
|-----|------------------|---------|--------|
| 出席  | 会 長              | 平 野 英 治 |        |
| 出席  | 副 会 長<br>(職務代理者) | 田 中 光 義 |        |
| 出席  | 副 会 長            | 佐 野 哲 司 |        |
| 出席  | 副 会 長            | 青 木 昌 司 |        |
| 出席  | 委 員              | 横 井 清 美 |        |
| 出席  | 委 員              | 山 田 真 弘 |        |
| 出席  | 委 員              | 鷺 野 則 美 |        |
| 出席  | 委 員              | 中 野 正 広 |        |
| 出席  | 委 員              | 日 榮 隆 広 |        |
| 出席  | 委 員              | 加 藤 丈 晴 | 9時5分到着 |
| 出席  | 委 員              | 鈴 木 裕 美 |        |
| 出席  | 委 員              | 加 賀 保   |        |
| 出席  | 委 員              | 沖 由 雄   |        |
| 出席  | 委 員              | 浅 井 佐智子 |        |
| 出席  | 委 員              | 大 橋 一 之 |        |

事務局出席者

| 氏 名          | 氏 名       |
|--------------|-----------|
| 産業振興課長（事務局長） | 清 水 直 樹   |
| 課長補佐（事務担当）   | 堀 田 真 二   |
| 主 査（事務担当）    | 渡 邊 有 美 子 |
| 主 事（事務担当）    | 植 松 佑 太   |

| 発言者                   | 内 容   |
|-----------------------|---|
| <p>事務局長</p> <p>会長</p> | <p>1. 開催日時 令和6年6月20日(木)<br/>午前9時00分から午前9時42分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 6 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 7 号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条<br/>第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 決定第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br/>よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出<br/>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知<br/>2. 農地改良届出書<br/>3. 農地法第5条関係取消願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植<br/>松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和6年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p> |

|            |   |       |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
|------------|---|-------|----------------------------|----|-------|----------------------------|----|-------|----------------------------|----|-------|--|----|-------|--|-----|------|-----------------------------|-----|--|-----------------------------|----|----|-------------------------------|-----|--|------------------------------|----|--|--------------------------------|----|
| <p>会長</p>  | <p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》<br/> それでは、<br/> 議席番号 10番 加賀 保 委員<br/> 議席番号 11番 沖 由雄 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条<br/>第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>決定第3号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br/>よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table> | 議案第6号 | 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 2件 | 議案第7号 | 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 2件 | 議案第8号 | 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 9件 | 議案第9号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条<br>第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・ | 7件 | 決定第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br>よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ | 23件 | 専決報告 | 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・ | 15件 |  | 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・ | 3件 | 報告 | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・ | 16件 |  | 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3件 |  | 3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1件 |
| 議案第6号      | 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・  | 2件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 議案第7号      | 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・  | 2件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 議案第8号      | 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・  | 9件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 議案第9号      | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条<br>第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・  | 7件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 決定第3号      | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br>よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・  | 23件   |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 専決報告       | 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・   | 15件   |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
|            | 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・   | 3件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| 報告         | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・   | 16件   |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
|            | 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 3件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
|            | 3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1件    |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| <p>会長</p>  | <p>それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。<br/> 事務局より説明をお願いします。</p>   |       |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》（1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p>   |       |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| <p>会長</p>  | <p>只今、事務局より議案第6号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>   |       |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |
| <p>会長</p>  | <p>（発言なし）<br/> 宜しいでしょうか。</p>  |       |                            |    |       |                            |    |       |                            |    |       |  |    |       |  |     |      |                             |     |  |                             |    |    |                               |     |  |                              |    |  |                                |    |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)<br/>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局長</p> | <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の隣地にて家族3人で暮らしております。現在保有車両が各自の乗用車3台、通勤用1台、農業用軽トラック1台、トラクター運搬用キャリアカー1台の計6台の車両があります。自宅敷地内には駐車場スペースが足りず、通路に縦列するなどして工夫しておりますが、毎日の出し入れに手間がかかりますし、狭い敷地内で操作をするのはとても危険で大変不便をしておりました。息子が3年前に結婚しましたが、仕事の関係で息子の妻は現在市外のアパートに仮住まいをしており、アパートとこちらの自宅を頻繁に行き来し始めましたが、現状では来客用の駐車スペースを確保することはとてもできないため、どうしても敷地内に止められないときは一時的に自宅前の路上に止めたり、当該申出地の農地に止めたりしてしまいうこともありました。このような使い方は適切ではないため一刻も早く駐車場用地を見つける必要がありますが、農業振興地域が広がるエリアではなかなか駐車場に適した土地がなく困っておりました。このままでは駐車場用地の確保が難しいと判断し、やむを得ず自宅敷地の隣地の当該地を申請するに至りました。申請地は祖父から相続した土地で自宅敷地に隣接しており、周辺は宅地に囲まれており一団の農地からは隔離されているため、周辺農地へ与える影響も最小限で済みます。今般の申請にて露天駐車場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の近隣にて居住しております。現在は隣接地に住んでいた息子世帯と同居しております。息子世帯が住んでいた住宅を賃貸物件として貸しており、私の所有する隣接地にも共同住宅が3部屋あり、合計で4人の方へ賃貸している状態です。各居住者の方への駐車場を特に確保していたわけではないので、自宅敷地内の空いているところへ適当に車を止めてもらっていたのですが、結果として不都合なことが多く、駐車スペースが十分でないため息子たちも車の出し入れなど不便に思うことが多くあると聞いています。そこで、住宅を借りている方や共同住宅の方々のための駐車場を新たに設置する計画となり、できるだけ賃貸物件から近い場所で駐車場用地となる場所を探しましたが、周囲の市街化区域内に売却意思のある方はいませんでした。そこで接面道路のあ</p> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>る北側の土地を検討し、申請地は申請者が所有している土地で面積も必要最小限な規模であり、賃貸物件からの距離も近くこれ以上ない土地であると判断しました。今般の申請にて露天駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>只今、事務局より議案第7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>  |
|            | <p>続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、現在、愛西市内の実家に両親と子供2人と同居しております。令和5年6月まで清須市の賃貸住宅で夫婦・子供1人と生活をしておりましたが、7月より夫が東京に転勤になり、育休の関係及び第2子の誕生もあり、慣れない土地でほとんど1人での育児になることを考え、実家の両親に相談したところ、しばらくの間実家で同居することを提案してもらい、こちらに残ることとなりました。夫は令和7年7月に戻ってくる予定になっているため、その後賃貸住宅に戻る選択もありますが、この先家賃等を支払い続けることを考えると決して良い選択だとは思えず、以前より子供が生まれたら両親の住んでいる近くに自分たちの家を持ちたいと思っており、両親も自分たちの身近に居住させたいとの意向を持っており、今回の申請地に建築したらどうかという話になりました。申請地は実家から近い距離にあり、両親も申請者も容易に行き来でき、両親の希望と申請者の希望が合致した好適地であります。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市北一色町東田面90番地の事務所・工場を拠点</p> |

として、建築鉄骨加工業を主とした事業を行っています。本社工場及び第2工場で加工するための原材料となる鋼材は本社工場の東にある北ヤード・東ヤード・西ヤードを利用して置いています。受注する現場数も増えてきており、加工前に鋼材を多く仕入れることが多くなってきております。本来であれば、鋼材は高くても2段積みまでに抑えたいところですが、3段以上積み重ねているのが現状であり、大変危険で不測の事態さえ憂慮される状況となっております。そこで本社工場東にある鋼材置場を少しでも拡張することで積み上げた鋼材を平置きに近づけることができるうえ、今ある鋼材置場と一体利用することができ利用効率も上がり、安全かつ生産性向上にもつながると考え、以前より隣接する土地の所有者にお願いをしていましたが、やっと了解を得られたため今回の申請に至りました。また、現在駐車場として利用している稲葉町村南141番1(876㎡)の雑種地も今回同時に資材置場として利用変更する予定です。今般の申請にて申請地を譲り受け、鋼材置場を設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市北一色町東田面90番地の事務所・工場を拠点として、建築鉄骨加工業を主とした事業を行っています。今回既存駐車場として利用している稲葉町村南141番1(876㎡)の雑種地を資材置場に変更し、現資材置場と一体で利用する計画となりましたので、その駐車場の代替地として申請地がお願いできました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成29年より愛西市東保町宗十2番地1にて一般貨物運送事業及び倉庫業の認可を受け、同年より事業を開始し、自動車部品の輸送、保管を中心に事業を行ってまいりました。また、平成30年には旧本社を閉鎖し、現施設へ移転しました。現在ではグループ会社を含め愛知県を中心に全国に14か所の拠点があり、主に自動車部品を中心とした貨物輸送を幅広く行っており、本社施設も事業開始後より順調に安定営業を実現しており、荷主様からもよい評価を得られています。グループで対応していた流通業務を愛西市の既存施設に移管させ、愛西市には追加で大型車両13台を増配置し増便をしますが、それでは荷物をさばききれないため、新規でトレーラーの切り替え中継拠点を設置して対応します。大型車両の増配置分の駐車場とそれに伴う従業員用駐車場、トレーラーの切り替えスペースが必要ですが、現施設内及び近隣駐車場では確保できるスペースはありません。申請地は国道155号沿いであり、高速IC付近で各方面へのアクセスが良好です。また、現本社の南側に近接するため、業務における連携が容易となり、申請地以外に当社の希望する土地はありません。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由

を朗読及び説明) 申請者は愛西市大井町浦田面216番地にて金属等の研磨加工を主とした事業を行っております。取引先が増え、外注で研磨加工の依頼を多くいただけるようになり、従業員を増員し対応している状況です。令和元年に駐車場を増設し、従業員30人分を用意しましたが、現在48人に増えたこと、製品の搬出入のため、4tの貨物自動車が入社するときには前面道路が狭いため現駐車場の入り口付近を方向転換場所に空けていることで駐車場が足りなくなり、工場周りに停めたり、駐車場の通路スペースに停めたりしています。そのため、工場より資材・製品を搬出入するときには工場周りに駐車した車両を移動させなくてはならず、作業効率が悪くなっています。また、駐車場内の通路スペースにも停めていることで、車の出し入れが大変だと従業員からも不満の声があがってきている状況です。作業効率を上げるとともに従業員の要望に応えるために新たな駐車場を確保することが最善であると思ひ、申請地は現在の駐車場に隣接した場所であり、従業員等の駐車場にするには好都合の土地であると思ひ決定しました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和24年に法人化し、主に建設用諸機械・産業機械の販売・レンタル事業を行っております。需要とともにその都度事業規模を拡大し、本社以外で営業所が7か所あり、資材・機械置場としても約20か所の稼働をしています。平成22年に申請地隣接地を取得し、立田機械センターとして利用しておりますが、手狭な状態となってきました。昨今、建設機械も高額となり、レンタルでのニーズが上がってきている傾向にあります。立田機械センターでは愛知県西部・岐阜県西濃地域・三重県の方から主に利用があり、需要も増加しています。そのため常時置いておくレンタル機械の種類も増やしていきたいと考えていますが、現在の置場に余地はなく、置場面積を拡張する計画となりました。現機械置場とできるだけ分断することなく利用できる場所のほうが効率の良い業務ができるため、一体利用できる隣接地が望ましいと判断しましたが、現機械置場の西側の土地との間には水路があり、東側は堤防・幹線水路、南側は道路、北側隣接地は一体利用できる唯一の場所なので、当社の実情を説明し、交渉を重ねたところ土地所有者にご理解をいただくことができました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成31年に結婚し愛知県半田市内に居住していましたが、子供ができて産休と同時に親元へ夫とともに転居してきました。現在育児休業中ですが、夫と同様に教員をしており、今後も続けていきたいと思ひています。両親と同居しているので職場への復帰に支障はないと考えていましたが、両親から子育ての援助はできるが、生活サイクルの違う状態での同居はお互いストレスを抱えることになるので避けたい、いずれは長男が実家に戻る計画をしているので近い将来は別居するべきと言われました。両親の考えは当然であると思ひ、夫とも相談し、近郊に賃貸住宅はないかと探したのですがみつけることはで

きず、父親から申請地での分家住宅を勧められました。申請地は祖父から生前にいずれ孫の家を建てる際に役立てるようと言われ、父親が唯一祖父から相続を受けた農地です。父親からは高齢になり耕作を継続することが困難になってきているので分家住宅を建築することに差支えはないと言われました。実家からも400mほどの距離にあり、子育ての援助には都合の良い場所です。また、両親が高齢に伴い必要となる時には手助けもできるのでお互いに助け合うことができます。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成22年より愛西市町方町大山田61番地1にて社会福祉事業を行っていますが、増加する需要に順次対応しているため、4棟の社会福祉施設に加えさらに1棟が完成し、規模を拡大しています。事業に比例して施設に伴う従業員や事業用車両の駐車場、ご家族様利用の送迎用駐車場の確保は必須であります。施設建築に伴い用地が不足し困窮しております。施設敷地内に駐車している事業用車両や従業員車両が利用者の送迎をされるご家族のための駐車スペースを無くしてしまっている状況なので現状を改善するために新規駐車場を設置する計画となりました。当施設周辺でなければ従業員にも負担がかかりますので、当施設近郊より用地を検討していたところ、申請地所有者様に当法人の実情をご理解頂く事ができました。申請地は従業員専用の駐車場として利用をしていく計画で、今後も社会福祉事業に尽力を注ぎたいと考えております。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、現在名古屋市中川区に妻と暮らしておりますが、生活用品も増え、大変手狭になりましたので、新たに住宅を構えたいと思っております。夫婦には自己所有の土地がなく、両親も本家敷地以外に所有地はなく、同敷地にも追加で住宅を建築するほどの面積はありません。実家近くで土地を探していたところ、地主様が快く承諾をしてくださいました。出生時よりほとんどの期間を過ごしたこの地域に非常に愛着があり、ぜひ申請地で新しい生活を始めたいと希望しております。また、申請地は本家にほどよく近く高齢の両親の生活のサポートもすることができるため安心です。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を設置する計画です。

以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

|      |  |
|------|--|
| 浅井委員 | 申請番号8番について、既存の駐車場が多くあると思いますが、その利用状況も含めて今回の申請に至るということによろしいでしょうか。  |
| 事務局  | はい。  |
| 浅井委員 | 申請地の現地確認も行かれたのでしょうか。   |
| 事務局  | 事務局にて現地確認をしております。  |
| 会長   | その他宜しいでしょうか。<br>それでは、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 会長   | (全員挙手)<br>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。   |
| 事務局  | 続きまして、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 7件についての説明をお願いします。   |
| 事務局  | 《事務局説明》(1番から7番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)以上、7件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。 |
| 会長   | 只今、事務局より議案第9号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。  |
| 会長   | (発言なし)<br>宜しいでしょうか。<br>それでは議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 7件について賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 会長   | (全員挙手)<br>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。   |
|      | 続きまして、決定第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>《事務局説明》（1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から23番、全体筆数は155筆、面積は149,090㎡です。</p> <p>1番から23番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、23名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、イチゴ、庭木、蔬菜です。愛知県知事同意は令和6年6月3日、愛知県農業振興基金同意は令和6年6月4日、公告年月日は令和6年6月28日、契約開始年月日は令和6年7月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> |
| 会長  | <p>只今、事務局より決定第3号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>   |
| 会長  | <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 会長  | <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>   |
| 会長  | <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、15件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理しました。</p>  |
| 会長  | <p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会長</p>  | <p>(発言なし)<br/>宜しいでしょうか。<br/>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》<br/>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から16番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、16件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、3件の届出書を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取消願を受付いたしました。</p> |
| <p>会長</p>  | <p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>  |
| <p>会長</p>  | <p>(発言なし)<br/>宜しいでしょうか。<br/>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時42分)</p>  |

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年6月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者  
議席番号10番委員 加 賀 保

議事録署名者  
議席番号11番委員 沖 由 雄